

共栄大学における公的研究費運営・管理規程

(目的)

第1条 この規程は、共栄大学（以下「本学」という。）における公的研究費の取り扱いに関して、適正に運営及び管理するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、公的研究費とは、文部科学省又は他省等から配分される公募型の研究資金をいう。

2 前項に掲げる公的研究費以外の競争的資金等の交付を受けようとする場合においても、この規程を準用する。

3 この規程において、研究者等とは、研究活動に携わる本学の教職員その他研究者又は本学の施設もしくは設備を利用して研究活動を行う全ての者をいう。

(運営及び管理体制)

第3条 本学の公的研究費を適正に運営及び管理するために最高管理責任者、研究倫理教育責任者、コンプライアンス推進責任者を置く。

(1) 最高管理責任者は、本学全体を総括し、公的研究費の運営及び管理について最終責任を負う者とし、学長をもって充てる。

(2) 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定しなければならない。また、第3号及び第6号に定める統括管理責任者及びコンプライアンス責任者が責任を持って公的研究費の運営・管理が行えるようにリーダーシップを発揮しなければならない。

(3) 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営及び管理について本学全体を総括する実質的な責任と権限を持つ者とし、学部長をもって充てる。

(4) 統括管理責任者は、基本方針に基づき、不正防止計画をはじめとする大学全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告しなければならない。

(5) 研究倫理教育責任者は、学内の公的研究費の運営管理に関わる全ての研究者等に対し、定期的に研究倫理教育を実施する者とし、学部長をもって充てる。

(6) コンプライアンス推進責任者は、学内における公的研究費の運営及び管理について実質的な責任と権限を持つ者とし、事務局長をもって充てる。

(7) コンプライアンス推進責任者は自己の監督又は学内における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、統括管理責任者に報告しなければならない。

(8) コンプライアンス推進責任者は、公的研究費の予算執行状況及び経費手続き上の実質的な権限を持ち、その責任を負う。

(9) コンプライアンス推進管理者は、公的研究費の使用・管理に関わる者に対し、適切に公的研究費の使用・管理を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

(研究者等の責務)

- 第4条 研究者等は、研究活動上の不正行為及びその他の不適切な行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。
- 2 研究者等は、研究倫理教育及び研究活動に係る法令等に関する研修等を受講しなければならない。
- 3 研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を一定期間適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。
- 4 研究者等は、この規則及びその他関係法令等を遵守するとともに、統括管理責任者の指示に従わなければならない。
- 5 研究者等は、調査への協力要請があった場合は、これに協力しなければならない。

(公的研究費の事務管理運営)

- 第5条 最高管理責任者は、交付内定を受けた公的研究費申請等に関する事務を事務局に委任する。
- 2 最高管理責任者は公的研究費の予算執行及び経理に関する業務管理を経理課長に委任し、事務は総務部が行う。

(公的研究費の使用に関する相談窓口)

- 第6条 公的研究費申請及び経理事務手続きに関する大学内外からの相談を受ける窓口を設置する。相談窓口は、総務部とする。
- 2 相談窓口の責任者は、総務課長とする。

(ルール of 明確化及び統一化)

- 第7条 本学では本規程のもと、公的研究費を全学的に統一したルールで適正に運営及び管理する。
- 2 適正な運営及び管理体制を保持する観点から、本規程の見直しを定期的に行う。
- 3 ルールの明確化及び統一化の周知徹底を図るために、教職員対象の説明会を実施する。

(研究者等の意識向上)

- 第8条 「共栄大学研究倫理規程」に基づき、これを研究者等に周知徹底することにより、一層の研究の使命と公的財源の大切さを認識させる。

(不正防止・調査委員会の設置)

- 第9条 本学の公的研究費を適正に運営・管理・不正防止計画の推進及び調査する組織として、最高管理責任者の下に不正防止・調査委員会を置く。
- 2 委員会の規程については、別に定める。

(内部監査制度)

第10条 最高管理責任者は、公的研究費の監査を行うため、内部監査部門を総務部に置く。

2 内部監査部門は、総務担当者と経理担当者として公的研究費に関するすべての監査を行うことができる。

3 内部監査の実施に際しては、監事及び監査法人と連携し、公正かつ的確な監査を実施するものとする。

4 内部監査部門は、監査内容によって担当者以外の教職員を指名し、専門的な意見を徴収することができる。

5 内部監査部門は、監査結果を最高管理責任者に報告するものとする。

6 最高管理責任者は、検査結果を不正防止・調査委員会において公表する。

(通報窓口)

第11条 公的研究費における不正行為・不正使用に関する通報（告発を含む。）に対応するための受付窓口を総務部に設置し、窓口対応は総務課長とする。

2 通報窓口は、公的研究費にかかる不正使用に関する通報を受けたときは、速やかに最高管理責任者に報告しなければならない。また、研究活動にかかる不正行為に関する通報を受けたときは、速やかに統括管理責任者に報告しなければならない。

(雑則)

第12条 この規程に定めるほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年9月13日から施行する。